

議長（福田会長）

会議資料 8 ページの議案第 25 号「学校教育関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（福田教育次長）

教育専門部会長の福田です。議案第 25 号「学校教育関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。

2. 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。

3. 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について、合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込むというものであります。

詳細についてご説明いたします。参考資料 24 ページをお開きください。

1 の学校の通学区域につきましては、宇都宮市においては平成 17 年度に学校規模の適正化に向け、通学区域の変更及び隣接校との弾力化、小規模特認校などを実施することになっております。合併後は、宇都宮市の方針に基本的に統一いたしますが、通学区域の見直しの検討に当たっては、地域コミュニティ活動や通学距離等への配慮が必要でありますことから、調整の方向性 1 につきましては、学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討するという事で調整をいたしました。

次に、2 の学校給食につきましては、各市町においてそれぞれ自校調理方式と共同調理方式の 2 方式で実施していること、また、給食費の算定方法につきましては、現在、各市町により異なっておりますことから、調整の方向性 2 につきましては、学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとするという事で調整をいたしました。

次に、3 の学校の校舎及び体育館の耐震診断につきましては、昭和 56 年の新耐震基準以前の設計で建設された建物について、平成 12 年度から各市町それぞれに学校の校舎及び体育館の耐震診断を実施しておりますが、建築年次や耐震診断の結果等をもとに、整備基準の調整が必要でありますことから、調整の方向性 3 につきましては、校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について、合併後早期に簡易診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備に組み込むという事で調整をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第25号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

通学区域、学校給食、小中学校の校舎整備については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第25号「学校教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第25号は原案のとおり決定いたします。